

しかくせいど 資格制度

あることを行うのに必要な条件を一般に資格と称し、設定主体と適用範囲の違いにより、①国等の公権力がつくっている公的な資格制度と、②民間のそれとに分けられる。後者には民間団体の設定するものもあるが、大部分は企業内資格制度である。

[公的な資格制度] 近代社会では一般に職業選択の自由が保障されているが、その例外として、放任すると人体や財産に危害を与えるおそれのある領域などについて、一定要件を備える者にのみ就業あるいは営業を認める制度を公的な資格制度(領域によっては免許制度)という。医療に従事するには医師免許状が、船舶職員たるには航海士、機関士の資格が、自動車の運転には自動車運転免許証が、小学校・中学校・高等学校の教師たるには教育職員免許状が、一定要件以上の建築物の設計者たるには建築士の資格が、それぞれ要求されるなどがその例である。公的な資格については名称の独占が認められていることが多い。一般に、科学・技術が発達し社会活動が複雑になり専門的力量を必要とする分野が広がるにしたがい、一般民衆を保護するために公的な資格の種類は増加する。なお日本では、学歴が雇用条件として重視されるほか、公的資格の授与条件の一部または全部になっていることが少なくないため、学歴自体を一種の資格とみなす風潮が強い。国の行

う*技能検定は、技能水準の公認が目的
であり、技能士は称号であって資格では
ない。▶▶免許 佐々木享